

第6号議案

本機関への系統アクセス事前相談申込みに対する回答について

(案)

送電系統への発電設備連系希望者から本機関への系統アクセス事前相談申込みに関し、業務規程第41条第3項及び第42条に基づき、下表のとおり一般電気事業者の検討内容について妥当性を確認の上、回答する。

受付番号	受付日	確認結果	申込書	本機関回答書	一般電気事業者回答書	妥当性確認書
CK15G0001	H27.4.14	妥当	別紙 1-1	別紙 1-2	別紙 1-3	別紙 1-4

以上